

第4章

計画的な地域福祉の推進

第4章 計画的な地域福祉の推進

第1節 区市町村地域福祉計画の策定・改定に向けた支援

【現状と課題】

- 社会福祉法の改正により、平成30年4月から、区市町村地域福祉計画の策定が努力義務とされており、都内においては、58区市町村が地域福祉計画を策定しています（令和5年4月時点）。
- また、令和2年改正法では、地域福祉計画に盛り込むべき事項（必要的記載事項）として、「包括的な支援体制の整備に関する事項」が示されました。
- 地域福祉計画を改定する際は、平成29年改正法及び令和2年改正法により追加された記載事項について、計画への位置付けを図るとともに、地域福祉を推進するため、新たな対応が求められます。
- 計画を策定している区市町村の中には、社会福祉協議会との連携を図るため、地域福祉活動計画と地域福祉計画の計画期間を合わせているところがあります。また、地域福祉計画と他の法定計画との整合性を図るため、改定年度の調整を図ったり、総合計画や関係する分野計画等と合本にしているところもあります。
- 計画の進行管理に当たっては、法定計画との差別化が難しい、アウトカム指標の設定が難しい等といった課題も挙げられています。

【取組の方向性】

- 都内の区市町村による、地域福祉計画に基づく計画的な地域福祉の推進を支援するため、学識経験者や区市町村、関係団体等で構成する会議体を設置し、この計画の進行管理を行います。
- 区市町村による地域福祉計画の策定状況や、計画に基づく地域福祉の推進に係る現状を把握・分析した上で、地域福祉を推進するための施策を検討します。
- 先進的な取組事例の紹介や、都と区市町村との意見交換、区市町村間の情報共有を行う機会を設け、地域福祉計画の普及推進を図ります。

第2節 東京都地域福祉支援計画の進行管理（評価指標）

- この計画の進捗による施策効果の把握・分析・評価を行うため、目標となる指標を設定します。
- これらの指標等を活用し、PDCA サイクルを繰り返しながらこの計画の進行管理を行うとともに、東京都地域福祉支援計画の改定につなげていきます。

<評価指標>

項目	第一期計画策定時 (平成29年度)	第二期計画策定時 (令和3年度)	現状	目標
地域福祉計画を策定している区市町村数	52 区市町村 (平成29年4月)	55 区市町村 (令和3年4月)	58 区市町村 (令和5年4月)	増やす
地域福祉計画に基づき社会福祉法第106条の3に規定する包括的支援体制を整備する区市町村数	36 区市町村 (平成29年4月)	49 区市町村 (令和3年4月)	53 区市町村 (令和5年4月)	増やす
生活支援コーディネーターの配置	51 自治体 (平成29年6月)	60 区市町村 (令和3年6月)	60 区市町村 (令和5年6月)	全62 区市町村
協議体の設置（※P, 55参照）	40 自治体 (平成29年6月)	52 区市町村 (令和3年6月)	53 区市町村 (令和5年6月)	全62 区市町村
地域における多世代交流拠点の整備	整備推進に向けた方針を検討中	30 区市町 (令和3年4月)	34 区市町 (令和5年4月)	全62 区市町村
成年後見制度による都内申立実績	5,076 件 (平成28年度)	4,657 件 (令和2年度)	5,046 件 (令和4年度)	増やす
都内の介護労働者の離職率	14.9% (平成28年度)	15.1% (令和2年度)	15.2% (令和4年度)	減少
福祉サービスの第三者評価受審件数	2,970 件 (平成28年度)	3,608 件 (令和2年度)	3,949 件 (令和4年度)	増やす
成年後見制度推進機関を設置している区市町村数	49 区市 (平成29年度)	52 区市町村 (令和3年4月)	53 区市町村 (令和5年10月)	全62 区市町村